

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部

令和2年9月15日一部改正

令和3年2月17日一部改正

令和3年8月19日一部改正

令和4年2月16日一部改正

## 新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、対面授業（※）の実施に当たっては、以下の基本的留意事項及び具体的留意事項に基づいて実施するものとする。

（※）対面授業…教室での講義、実験、実習、実技、演習、学外での学習活動等により行う授業  
（大学に登校（学外での場での活動を含む）することを前提）

### <基本的留意事項>

- 各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日常生活や学校生活の場面において、日頃から継続的に実行すること。
- 換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの条件が重なったときに、感染リスクが高くなると言われていることから、これらを避ける取組を工夫して実施すること。

### <具体的留意事項>

1. 毎朝の検温に努め、発熱や咳などの風邪の症状が見られる学生や教員は、大学には登校せず休むことを徹底すること。教員は、体調不良時には無理をせず授業を休講にすること。また、登校中に発熱や咳などの風邪の症状が出た場合には、速やかに帰宅すること。（授業の出欠の扱いについては、欠席扱いとしない措置があること。）
2. 学生や教員は、各自でできる感染防止対策（手洗い、咳エチケット、うがい等）を日頃から実行すること。（例えば、授業の前後や食事の前などの手洗い・手指消毒の実施、咳やくしゃみを手で押さえたりしない等）
3. 授業中は、教室の窓や扉を開放し、換気を行い、教室が密閉空間になることを避けること。天候等により常時開放することが困難な場合でも、授業の前後などに定期的に換気を行うこと。また、空気がこもりやすい建物については、廊下等の共用部分の換気にも努めること。

4. 学生及び教員は、登下校時及び登校中は、咳エチケット（マスクを着用（食事時や運動時を除く。）して口や鼻を覆うこと。マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口や鼻を覆うこと。とっさのときは袖や上着の内側で口や鼻を覆うこと等）の実施を徹底すること。

特に、グループワークやディベート等により、互いに会話をする場面がある場合には、マスクを着用した上で会話をしたり、離れた距離で会話したり、真正面に向かい合って座わらないようにしたりするなどにより、間近で会話や発生をする密接場面にならないようにすること。

5. 間近で会話や発声をする密接場面の発生を避けるため、学生の教室内での不要な会話（私語）は慎むこと。

6. 密集及び密接を避けるため、対面授業及び期末試験の実施の際は、以下の要件を満たしていること。

（1） 1つの授業の学生数は各教室の従来の収容定員以下とすること。

（2） 授業時のマスク着用を必須（運動時を除く。）とし、教室では各自間隔を空けて着席するなどにより、教員や学生間の距離の確保に努めること。

（3） 教室等での対面による期末試験については、各教室の従来の試験定員を上限とすること。

7. 授業において複数の者が使用する共用物品がある場合には、授業の開始前にアルコール等で消毒すること。